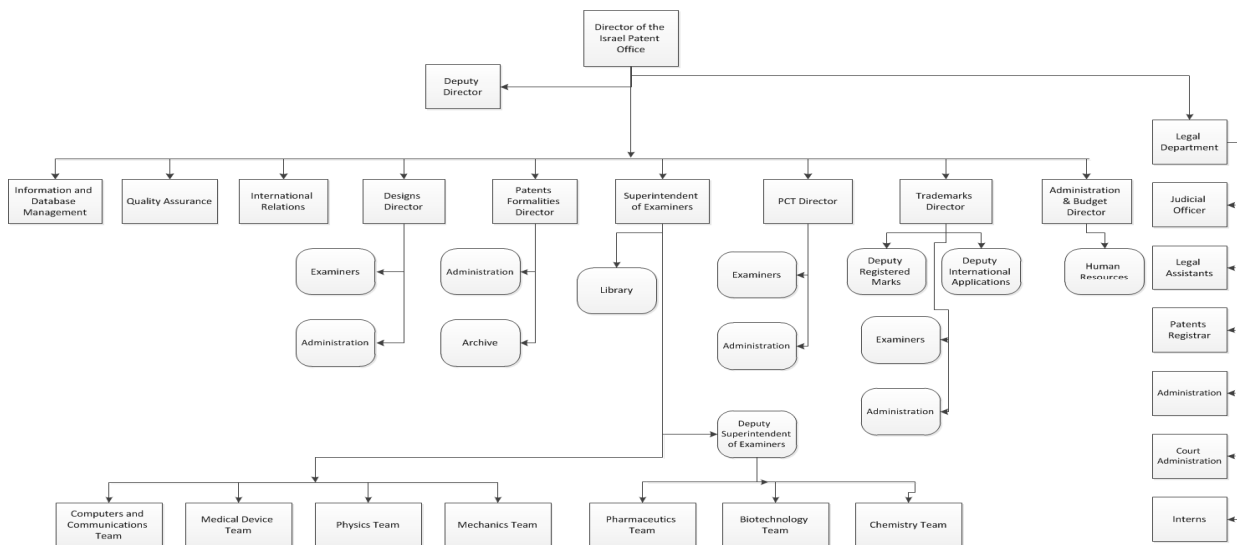


①国名	イスラエル国 State of Israel (IL)				
②名称	Ministry of Justice / Israel Patent Office				
③所在地	Agudat Sport Hapoel St. 1, Technological Garden, Building No.5, Jerusalem 96951 Israel				
④連絡先	(電話) (972-73) 392 7100		(FAX) (972-2) 646 7774		
	(E-mail) patent@justice.gov.il		/ pctoffice@justice.gov.il		
	(internet) https://www.gov.il/en/departments/ilpo				
⑤組織の長	Director of the Israel Patent Office, Commissioner of Patent, Design, Trademark and Geographical Indication : Mr. Ofir Alon				
⑥沿革	<p>(1) 工業所有権法としては、初めに商標制度が1938年に制定された。</p> <p>(2) 特許制度については、1925年に特許意匠令が制定され、その後、1967年に特許法が独立して制定され、1968年4月1日に施行された。最新の改正は1999年に、TRIPS協定対応のために工業所有権を改正する法律(5760-1999)により行われ、2000年1月1日より施行されている。</p> <p>(3) 意匠制度については、1925年に特許意匠令が制定され、その後数度の改正が行われている。1999年に、TRIPS協定対応のために工業所有権を改正する法律(5760-1999)が改正され、2000年1月1日より施行。</p> <p>(4) 商標制度については、1965年に商標令(5732-1972)が再交付され、1972年5月12日に施行された。1999年には、TRIPS協定対応のために工業所有権を改正する法律(5760-1999)に改正され、マドプロ対応のための改正が2003年8月6日から施行された。</p> <p>(5) 2023年1月の情報では、特許法が2017年、特許規則が2020年(和訳有)、意匠法が2018年(和訳有)、意匠規則が2019年(和訳有)、商標法が2018年、商標規則が2022年に施行されているとみられる。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1970/4/26	1950/3/24			1950/3/24
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1950/3/24		1978/5/1	2002/12/30
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1996/4/26			2020/1/3	1966/9/25
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2010/9/1	1996/6/1		1961/4/8	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1975/10/7		1995/4/21			

①国名	イスラエル国 State of Israel (IL)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	7,738	8,123	9,609	10,073
		(内 外国出願)	6,370	6,481	8,017	8,546
		(内 日本から)	232	280	285	294
		(内 PCTルート)	6,649	6,908	8,549	9,011
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	1,483	1,345	1,299	1,236
		(内 外国出願)	664	611	723	697
		(内 日本から)	10	20	16	28
	商標	全数	10,121	10,603	11,877	11,074
		(内 外国出願)	7,445	7,683	8,771	8,228
		(内 日本から)	281	270	201	224
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	4,197	4,668	5,488	5,358
		(内 外国出願)	3,447	3,806	4,482	4,355
		(内 日本から)	146	157	181	175
		(内 PCTルート)	3,664	4,052	4,739	4,655
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数	1,021	1,383	1,197	960	
	(内 外国出願)	486	869	668	568	
	(内 日本から)	22	16	24	8	
商標	全数	11,463	10,276	11,578	11,656	
	(内 外国出願)	9,007	8,127	9,090	9,179	
	(内 日本から)	380	303	280	308	
出典: WIPOの IP Statistics						

(12) 組織

イスラエル特許局(The Patent Office)は、Ministry of Justice (法務省)の下部組織である。



(出典): イスラエル特許庁の提供

①国名	<p style="text-align: center;">イスラエル国 State of Israel (IL)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2017年8月7日施行
	③地理的効力の範囲	特許規則, 5728-1968、2022年3月6日施行 イスラエル国内のみである。特許権の効力は、ヨルダン川西岸及びガザ地区には及ばない。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第1条、第2条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。当局に書類を提出する者は、イスラエル国内における送達先を定めなければならない。 (特許法第11条)
	⑦出願言語	ヘブライ語、アラビア語又は英語 (特許規則11)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。医薬品若しくはその製法又は医療機器に関する特許の存続期間は、5年を限度に、監督官庁の認可を得るのに費やされた期間だけ延長されることが可能である。 (特許法第64A条～第64P条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第4条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが定められている。 (1) 公開された事項が、発明者又はその承継人から知得され、かつ、その承諾を得ないで公開された場合。 (2) 公のまたは公認の内外国における博覧会における展示日から6月 (3) 学術団体に対する講演、又は、当該学術団体の会報で公開した場合、当該公開から6月。 (特許法第6条)
	⑪非特許対象	(1) 何れかの技術分野における製品又は方法に関するものであって、新規で、有用であり、また、産業上の利用性を有し、かつ、進歩性を伴う発明該当しないもの。 (特許法第3条、第17条(a)(1)) (2) 人体に関する治療的処置の方法(第7条(1)) (3) 自然由来ではない微生物学的生命体を除く、植物又は動物新品種(第7条(2)) (4) 防衛機密の保護を含む国家安全保障の利益において必要であるとみなす場合、イスラエル国内における原子力の使用の開発にとって重要である場合、防衛大臣と法務大臣の協議により特許されず公表を禁じられる場合がある。(特許法第94条、第99条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。新規性、進歩性及び産業上の利用可能性が審査される。 (特許法第3条、第17条(a)(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。合理的な説明を提供する出願人は、迅速な審査の実行のために、事実を裏付ける宣誓供述書とともに、正当化事由を付した申請を長官へ提出することができる。 (特許法第19A条)
	⑮出願公開制度の有無	有。インターネット上にて、出願日又は最先の優先日から18月で公開される。 (特許法第16A条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も出願認容の公告日から3月間、登録官に対して異議申立を行うことができる。 (特許法第30条)
	⑰無効審判制度の有無	有。登録官は、特許の所有者ではない者による申請において、特許を取り消すことができ、時効に関する法律は、本条に基づく取消のための申請には適用されない。 (特許法第73B条)
	⑱実施義務	有。特許の付与から3年、又は出願から4年のどちらか遅く満了する期間に特許が実施されない場合には、強制実施権付与の対象となる。 (特許法第117条、第119条)

①国名	<p style="text-align: center;">イスラエル国 State of Israel (IL)</p>															
特許制度	⑱費用 単位 ILS (イスラエル ・シケル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>出願料</td> <td style="text-align: right;">2,077 ILS</td> </tr> <tr> <td>追加料金</td> <td style="text-align: right;">260 ILS(101頁から50ページごと)</td> </tr> <tr> <td>追加料金</td> <td style="text-align: right;">533 ILS(50クレームを超えるクレームごと)</td> </tr> <tr> <td>出願受理手数料</td> <td style="text-align: right;">727 ILS</td> </tr> </table>	出願料	2,077 ILS	追加料金	260 ILS(101頁から50ページごと)	追加料金	533 ILS(50クレームを超えるクレームごと)	出願受理手数料	727 ILS						
		出願料	2,077 ILS													
		追加料金	260 ILS(101頁から50ページごと)													
		追加料金	533 ILS(50クレームを超えるクレームごと)													
		出願受理手数料	727 ILS													
		<p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">年金</td> </tr> <tr> <td>1-6年次</td> <td style="text-align: right;">831 ILS</td> </tr> <tr> <td>7-10年次</td> <td style="text-align: right;">1,662 ILS</td> </tr> <tr> <td>11-14年次</td> <td style="text-align: right;">2,493 ILS</td> </tr> <tr> <td>15-18年次</td> <td style="text-align: right;">4,154 ILS</td> </tr> <tr> <td>19-20年次</td> <td style="text-align: right;">5,816 ILS</td> </tr> <tr> <td>全特許期間(出願から20年)一括払い</td> <td style="text-align: right;">12,463 ILS</td> </tr> </table>	年金		1-6年次	831 ILS	7-10年次	1,662 ILS	11-14年次	2,493 ILS	15-18年次	4,154 ILS	19-20年次	5,816 ILS	全特許期間(出願から20年)一括払い	12,463 ILS
		年金														
		1-6年次	831 ILS													
		7-10年次	1,662 ILS													
		11-14年次	2,493 ILS													
		15-18年次	4,154 ILS													
		19-20年次	5,816 ILS													
		全特許期間(出願から20年)一括払い	12,463 ILS													
⑳料金減免措置の有無	有。個人出願人、特許出願の前年の売上高が1,000万ILS未満の企業又は学術機関は、特許出願料及び出願受理手数料が40%減額される。 (特許規則 附則2)															
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。															

①国名	イスラエル国 State of Israel (IL)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2022年7月2日施行
	③地理的効力の範囲	意匠規則, 5779-2019、2019年1月30日施行 イスラエル国内のみ。登録意匠権の効力は、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区には及ばない。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人 (意匠法第1条、第11条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。当局に書類を提出する者は、イスラエル国内における送達先を定めなければならない。 (意匠規則第10条(a))
	⑦出願言語	ヘブライ語、アラビア語又は英語 (意匠規則第3条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から25年。 (意匠法第39条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第6条)
	⑩グレースピリオド	有。出願日(優先日)から12か月以内における、意匠の所有者によって又は意匠の所有者に由来する情報の結果としての公知は、新規性を阻害しない。 (意匠法第9条)
	⑪不登録対象	法律、道徳、又は公共の秩序に反する意匠。 製品の機能によってのみ決定される製品又は製品の一部の外観。 製品又は当該製品の一部が他の製品と連結するように意図され、他の製品内に統合され又はその他の製品がその中に統合され、また、それらの前記目的を達成するために、製造時にそれらを正確な形態及び寸法で製造することが必要である場合、当該製品又はその一部の外観。 (意匠法第10条)
	⑫実体審査の有無	有。方式要件及び登録の確性について審査が行なわれる。 (意匠法第26条、第29条、第30条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願人は、以下の1以上を理由として、早期審査を請求することができる。 (1) 出願人の高齢又は病状。 (2) 他の者が、提出された意匠出願に係る意匠又は当該意匠とは重要でない点で相違する意匠の実施を、出願人の許可なしで開始したこと又は開始するおそれがあること。 (3) 意匠出願の出願以降に経過した時間が、同時に提出されたその他の出願の審査開始までに経過した時間よりも著しく長いこと。 (4) 早期審査を正当化する特別な状況。 (意匠法第28条)
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第1条)
	⑯関連意匠制度の有無	有。以下の要件を満たす意匠は「補足意匠」として登録可能である。 (1) 意匠製品が主意匠製品であり、かつ、意匠の視覚的特徴が、重要でない点のみで、主意匠の視覚的特徴と相違すること (2) 意匠製品が主意匠製品ではなく、かつ、意匠の視覚的特徴が、主意匠の視覚的特徴と同一であること (意匠法第52条～第60条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。以下の条件のすべてが満たされる少なくとも2の物品が、「組物」として定義される。 (1) 同一の類に属するもの (2) 視覚的特徴が、重要でない点のみで相互に相違するもの (3) 同時販売のために通常提供されたもの又は同時に使用されることを意図されたもの (意匠法第1条)

①国名	<p style="text-align: center;">イスラエル国 State of Israel (IL)</p>	
意匠制度	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
		(意匠法第122条、第1条)
	⑲出願公開制度の有無	有。出願後すぐ。6月を超えない期間延長を請求することが可能。
		(意匠法第22条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。ただし、意匠出願の審査において、所轄官庁は、特に、出願人ではない者によって登録日までに提出された書類に依拠することができる。
		(意匠法第26条)
	㉒無効審判制度の有無	有。登録意匠の所有者ではない何人も、登録意匠の登録を取り消すことを請求することができる。
		(意匠法第48条(a))
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用	[出願から登録までに掛かる費用]
	単位	出願料(通常意匠) 428 ILS
	ILS	出願料(組物意匠) 642 ILS
	(イスラエル・シェケル)	登録料(通常出願) 171 ILS
		登録料(組物出願) 257 ILS
	審査料(意匠ごと) 268 ILS	
	[意匠権の維持に掛かる費用]	
	更新料(6-10年) 384 ILS	
	更新料(11-15年) 642 ILS	
	更新料(16-20年) 750 ILS	
	更新料(21-25年) 857 ILS	
	更新料(一括納付) 3,212 ILS	
㉕料金減免措置の有無	無。	

①国名	<p style="text-align: center;">イスラエル国 State of Israel (IL)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2017年8月7日施行 商標規則, 1940、2022年1月1日施行
	③地理的効力の範囲	イスラエル国内のみである。登録商標権の効力は、ヨルダン川西岸及びガザ地区には及ばない。
	④他国制度との関係	マドリッド・プロトコル締約国 (商標法第2条、第3条、第17条)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体標章、証明標章、地理的表示 (商標法第1条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標 (商標法第1条、同第9条)
	⑦出願人資格	標章を使用する者又は使用を意図する者(自然人、法人) (商標法第17条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第7条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。但し、海外居住者はイスラエル国内に送達先住所を定めなければならない。代理人を選任した場合、代理人の住所を上記住所とみなす。(施行規則第9条) 代理人:特許法に規定される弁理士又は弁護士(商標規則第9条)
	⑪出願言語	右側にヘブライ語又はアラビア語、左側に英語を併記 (施行規則第6A条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第31条、同第32条)
	⑬グレースピリット	無。
	⑭不登録対象	<p>(1) 識別性を有しない標章。</p> <p>(2) 大統領若しくはその家族とのある関係若しくは大統領の後援に言及する標章又は係る関係若しくは後援に関与する可能性のある標章。</p> <p>(3) 国若しくはその機関の記章及び紋章又は外国若しくは国際機関の記章及びこれらに類似する標章。</p> <p>(4) ある国が使用する管理又は証明用の公の紋章、公式な署名若しくは印章又はこれらに類似する署名及び所有者が国若しくは政府の首長の後援を受け、又は首長に商品を支給し若しくは役務を提供することが推測される署名。ただし、標章の所有者がこれを使用する権原を有することが登録官に証明された場合を除く。</p> <p>(5) 「特許(Patent)」「特許済(Patented)」、「国王の特許状により(By Royal Letters Patent)」, 「登録済(Registered)」, 「登録意匠(Registered Design)」, 「著作権(Copyright)」, 「これらの模倣は偽造罪を構成する(To counterfeit this is forgery)」又は同様の効果がある語。</p> <p>(6) 公序良俗を害し、又は害し得る標章。</p> <p>(7) 公衆を欺瞞する虞のある標章、原産地の虚偽表示を含む標章及び不正な取引競争を助長する標章。</p> <p>(8) 地理的表示が商品の産地である実際の地理的地域であると誤認させる標章。</p> <p>(9) 字義的には正しいが、商品が別の地域産であると思わせる効果がある虚偽表示を含む地理的表示を含む標章。</p> <p>(10) 宗教性の意味合いのみの紋章と同一又は類似の標章。</p> <p>(11) 人の肖像を含む標章。ただし、その人の承諾がある場合はこの限りでない。 故人の肖像の場合は、承諾を得る必要がないという合理的根拠が存在するとの登録官の見解がない限り、遺族の同意を求めなければならない。</p> <p>(12) 同一又は類似の商品において、既に登録されている別の所有者に属する標章と、同一又は欺瞞であると理解されるほどに当該標章に酷似する標章。</p>

①国名	<p style="text-align: center;">イスラエル国 State of Israel (IL)</p>																					
商標制度	⑭不登録対象	<p>(13)商品若しくはその類を区別若しくは記述するために取引で一般に使用される、又は、特徴若しくは品質に直接言及する数字、文字若しくは語で構成される標章。但し、識別力を有する場合は除く。</p> <p>(14)その通常の意味が地理的表示又は姓である標章。但し、特殊な方法で表示され、又は識別力を有する場合はこの限りではない。</p> <p>(15)地理的表示を含むぶどう酒又は蒸留酒であって、その地理的地域産ではないぶどう酒又は蒸留酒を特定している標章。</p> <p>(16)周知商標とは同一又は類似する商品とは異なる商品を指定していても、当該周知商標と混同するおそれのある標章。</p> <p>(17)指定商品が非同一・非類似であるが周知商標と同一又は類似の標章について、当該標章が指定商品と周知商標の商標権者との関係を示し、かつ、当該標章の使用の結果として商標権者が損害を被る可能性がある当該標章。</p> <p>(18)他人の名称若しくは商号と同一若しくは類似の標章、又は、前記と同一若しくは類似の名称若しくは商号を含む標章であって、公衆を誤認させ、不公正な競争を惹起する虞のある標章。</p> <p>(19)他の商品であっても商品の名称又は記述を含む標章。但し、実際の使用に際して使用される商品に応じて標章が異なる効果を出願時に付記すれば登録官はその効果を参酌する場合がある。 (商標法第8条、同第11条、同第12条、同第13条)</p>																				
	⑮防護標章制度の有無	無。																				
	⑯周知商標制度の有無	有。イスラエルで周知。イスラエルの非登録・不使用でも可。周知性の判断は関連分野で周知かつ市場の結果として周知。(商標法第1条)																				
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第17条(b))																				
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。拒絶査定不服審判は地方裁判所への出訴。 (商標法第18条、同第19条、施行規則第22条)																				
	⑲審査請求制度の有無	無。																				
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																				
	㉑出願公開制度の有無	有。出願が提出どおりに又は条件若しくは制限に従うことを条件として受理されたときはできる限り速やかに公開される。(商標法第23条)																				
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公開日から3か月以内に登録官に異議を申し立てることができる。異議決定不服審判は地方裁判所への出訴。(商標法第24条、同25条)																				
	㉓無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録から5年以内に登録適格性の欠如又は不公正な競争を生じingことを理由として商標の抹消を申請することができる。 (商標法第39条、商標規則第70条)																				
	㉔不使用取消制度の有無	有。利害関係者であれば3年以上の不使用取消を登録官に請求することができる。 (商標法第41条)																				
	㉕商標分類	国際分類(ニース協定加盟国)																				
	㉖図形要素の分類	無。(ウィーン協定未加盟) (WIPO 2021/6/11)																				
	㉗譲渡要件	登録官による審査有。移転標章が誤認又は公序良俗違反の場合、拒絶。 (商標法第48条)																				
	㉘費用 単位 ILS (イスラエル・シェケル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">出願料</td> <td style="width: 10%;">1,731</td> <td style="width: 10%;">ILS</td> <td style="width: 50%;">(1クラスの料金)</td> </tr> <tr> <td>追加料金</td> <td>1,301</td> <td>ILS</td> <td>(追加1クラスごと)</td> </tr> <tr> <td>審査手数料</td> <td>812</td> <td>ILS</td> <td>(1クラスの料金)</td> </tr> </table> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">更新料</td> <td style="width: 10%;">1区分</td> <td style="width: 10%;">3,084</td> <td style="width: 10%;">ILS</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">追加1区分ごと</td> <td style="width: 10%;">2,602</td> <td style="width: 10%;">ILS</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(施行規則 付則1第3項)</p>	出願料	1,731	ILS	(1クラスの料金)	追加料金	1,301	ILS	(追加1クラスごと)	審査手数料	812	ILS	(1クラスの料金)	更新料	1区分	3,084	ILS		追加1区分ごと	2,602	ILS
出願料	1,731	ILS	(1クラスの料金)																			
追加料金	1,301	ILS	(追加1クラスごと)																			
審査手数料	812	ILS	(1クラスの料金)																			
更新料	1区分	3,084	ILS		追加1区分ごと	2,602	ILS															
	㉙料金減免措置の有無	無																				